

個人情報保護に関する法律施行条例施行規則

令和5年4月1日規則第8号

個人情報保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

個人情報保護に関する法律施行条例施行規則

個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第14号）第8条第2項の規定による条例の運用状況の公表は、沖縄県北部合同庁舎前の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。